

令和6年度

監査結果報告書

定期監査（後期）

公の施設の指定管理者監査

石狩市監査委員

目次

第 1	定期監査（後期）	1
1	監査期間	1
2	監査範囲	1
	（1）対象部局・実施期間	
	（2）監査項目・対象書類	
3	着眼点	2
4	監査方法	2
5	監査結果	3
第 2	公の施設の指定管理者監査	4
1	公の施設名、指定管理者、所管部署並びに監査期間	4
2	監査範囲	4
3	着眼点	4
	（1）指定管理者	
	（2）所管部局	
4	監査方法	5
5	監査結果	5
	（1）指定管理者	
	（2）所管部局	
6	参考資料	6
	（1）指定管理者の概要	

第 1 定期監査(後期)

1 監査期間

令和 6 年 9 月 24 日から 12 月 24 日まで

2 監査範囲

令和 6 年度監査等計画及び令和 6 年度監査実施計画（後期）に基づき、令和 5 年度及び令和 6 年度（令和 6 年 4 月～8 月分）の事務執行分を基本とし、必要に応じ他の年度の執行状況を勘案し監査を行いました。

(1) 対象部局・実施期間

部 局	実施期間
議会事務局 選挙管理委員会事務局 監査事務局 北石狩公平委員会事務局 農業委員会事務局 会計管理者	9/24(火)～9/26(木)
総務部	9/27(金)～10/3(木)
企画政策部	10/4(金)～10/10(木)
産業振興部	10/11(金)～10/17(木)
財政部	10/17(木)～10/21(月)
環境市民部	10/23(水)～10/31(木)
福祉部	10/31(木)～11/8(金)
子育て推進部	11/8(金)～11/15(金)
健康推進部	11/18(月)～11/20(水)
建設部	11/22(金)～11/27(水)
水道部	11/28(木)～12/2(月)
厚田支所 浜益支所	12/2(月)～12/6(金)
教育委員会 学校教育部 市立学校（緑苑台小、双葉小、花川北中）	12/9(月)～12/17(火)
教育委員会 社会教育部	12/16(月)～12/24(火)

※ 北石狩公平委員会事務局に係る監査は、地方自治法第252条の11第4項の規定に基づく監査を兼ね実施しました。

(2) 監査項目・対象書類

監査項目	対象書類
(定期監査) 支出事務	
ア 役務費 (通信運搬費のうち切手等購入費)	切手受払簿や切手等の管理に関する書類、 執行決議書など、支出に関する書類
イ 委託料 (予定価格〔単価契約及び長期継続契 約の場合は執行予定総額〕50万円以 上。指定管理料は抽出。公共施設等 建設調査設計委託料は除く)	
ウ 使用料及び賃借料	
(定期監査：学校) 支出事務	
ア 需用費（消耗品費）	切手受払簿や切手等の管理に関する書類、 執行決議書など、支出に関する書類
イ 役務費 (通信運搬費のうち切手等購入費)	
ウ 備品購入費	

3 着眼点

主要な着眼点として、以下の項目を設定しました。

(共通)

- ・予算の執行は適正な権限者が行いその手続きは適正か。

(需用費・役務費)

- ・検査検収は確実に行われ、かつ、物品供給等の事実のないものはないか。

(委託料その他に係る契約事務全般)

- ・契約方法及びその選定理由は適正か。
- ・設計図書及び仕様書は適正に作成されているか。
- ・契約書、見積書等関係書類は確実かつ的確に整備されているか。また、これらの内容は適正か。
- ・契約内容の履行確認は適正に行われているか。また履行期限は守られているか。
- ・債務の確認は確実に行われているか。また、内容は適切か。
- ・過去に指摘、指導した事案は改善されているか。

4 監査方法

監査は石狩市監査基準に準拠し、合规性、正確性の視点はもとより、内部統制(チェック体制)など事務事業の管理体制並びに事務事業の経済性、効率性及び有効性に留意して実施しました。

実施に当たっては、対象部局に監査の基本的な考え方を示した上で、提出された書類等をもとに、それぞれの書類等の「試査」を基本とし、必要に応じて「実査」による検証を行いました。また、疑問が生じた場合は、関係職員から説明を受けました。

5 監査結果

前述のとおり監査した結果、監査の対象となった事務について、概ね適正に執行されていることが確認されましたが、次のとおり指導を要する事項が見受けられました。
なお、令和7年2月5日に実施した監査結果の講評において、改善を促しました。

(1) 産業振興部

① 支出事務（委託料）

- ・契約書に記載された契約金額のうち、消費税額が誤っていました。

(2) 環境市民部

① 支出事務（委託料）

- ・見積合せの執行日よりも早い日付で契約締結されていました。

(3) 企画政策部

① 支出事務（使用料及び賃借料）

- ・市が保有する賃貸借契約書において、契約年月日の記載が抜け落ちていました。

(4) 教育委員会社会教育部

① 支出事務（使用料及び賃借料）

- ・見積合せで決定した翌日から7日以内に契約を締結していませんでした。
賃貸借契約書において、準備期間の設定など契約締結日と整合がとれない記載がありました。

第2 公の施設の指定管理者監査（全4件）

1 公の施設名、指定管理者、所管部署並びに監査期間

	公の施設名	指定管理者	所管部署	監査期間・実地監査日
その1	望来コミュニティセンター	株式会社ラルグ	環境市民部 (広聴・市民生活課)	令和6年8月28日から 9月25日まで 実地監査日 9月25日
その2	斎場、花川南コミュニティセンター	石狩市公務サービス株式会社	環境市民部 (環境課) (広聴・市民生活課)	令和6年9月25日から 11月1日まで 実地監査日 11月1日
その3	多目的スポーツ施設、B&G海洋センター、浜益スポーツセンター	公益財団法人石狩市スポーツ協会	健康推進部 (スポーツ健康課)	令和6年10月21日から 11月26日まで 実地監査日 11月26日
その4	あいロードパーク	株式会社あい風	産業振興部 (観光課)	令和6年11月28日から 令和7年1月15日まで 実地監査日 1月15日

2 監査範囲

令和6年度監査等計画に基づき、令和5年度の事務執行分を基本とし、必要に応じ、他の年度も対象としました。

3 着眼点

主要な着眼点として以下の項目を設定しました。

(1) 指定管理者

- ・施設は関係法令の定めるところにより適切に管理されているか。
- ・法定点検が必要な施設、設備等は定められた時期に適切に点検が行われているか。また、改善すべき事項があった場合に速やかに措置が講じられているか。
- ・協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。

事業報告書は適正に作成されているか。
施設及び設備の維持管理は、仕様書等どおり適切かつ効果的に行われているか。
災害・緊急時の対応は明確になっているか。
協定書等により貸与された物品の管理及び処分は適正になされているか。
公の施設の管理に係る収支会計経理は適正にされているか。また、指定管理者の他の事業との会計区分は明確になっているか。

- ・利用料金制を採用している場合、利用料金等の取扱いは適正に行われているか。
- ・利用促進及び市民サービスの向上のための取組はなされているか。
- ・公の施設の管理に係る出納関係帳票等の整備及び記帳は適正か。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。
- ・公の施設の管理に係る管理規程、経理規程等の諸規程は、整備されているか。

- ・過去に指摘、指導した事案は改善されているか。

(2) 所管部局

- ・公の施設の管理を行わせる指定管理者の指定は、法、条例等に根拠をおいているか。
- ・指定管理者の指定は、適正・公正に行われているか。
- ・管理に関する協定等の締結は、適正に行われているか。
- ・協定書等には、必要事項が適正に記載されているか。

管理する施設及び設備等の維持管理の範囲及び仕様、業務の内容は明確になっているか。
 条例等に定められた管理の範囲を超える内容となっていないか。
 備品の取扱いに関する事項は適切に記載されているか。
 災害・緊急時の対応は明確になっているか。

- ・管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手続等は適正になされているか。
- ・事業報告書の点検は適切になされているか。
- ・指定管理者に対して適時かつ適切に報告を求め、調査し、又は指示を行っているか。
- ・過去に指摘、指導した事案は改善されているか。

4 監査方法

監査は石狩市監査基準に準拠し、指定管理者に対しては、条例及び協定書等に沿って適正な施設管理が行われているか、所管部局に対しては、指定管理者への指導監督が適切に行われているかに重点を置き実施しました。

実施に当たっては、団体及び対象部局に監査の基本的な考え方を示した上で、提出された書類等をもとに、それぞれの書類等の「試査」を基本とし、必要に応じて「実査」による検証を行い、併せて実地監査を行いました。また、疑問が生じた場合は、関係職員から説明を受けました。

5 監査結果

(1) 指定管理者

	公の施設名	指定管理者	監査結果
その1	望来コミュニティセンター	株式会社ラルグ	前述のとおり監査した結果、適正に執行されていることが確認されました。
その2	斎場、花川南コミュニティセンター	石狩市公務サービス株式会社	前述のとおり監査した結果、適正に執行されていることが確認されました。
その3	多目的スポーツ施設、B&G海洋センター、浜益スポーツセンター	公益財団法人石狩市スポーツ協会	前述のとおり監査した結果、概ね適正に執行されていることが確認されました。
その4	あいりーどパーク	株式会社あい風	前述のとおり監査した結果、適正に執行されていることが確認されました。

(2) 所管部局

	公の施設名	所管部局	監査結果
その 1	望来コミュニティセンター	環境市民部 (広聴・市民生活課)	前述のとおり監査した結果、 適正に執行されていることが 確認されました。
その 2	斎場、花川南コミュニティセンター	環境市民部 (環境課) (広聴・市民生活課)	前述のとおり監査した結果、 適正に執行されていることが 確認されました。
その 3	多目的スポーツ施設、B & G海洋 センター、浜益スポーツセンター	健康推進部 (スポーツ健康課)	前述のとおり監査した結果、 概ね適正に執行されている ことが確認されました。
その 4	あいろーどパーク	産業振興部 (観光課)	前述のとおり監査した結果、 適正に執行されていることが 確認されました。

6 参考資料

(1) 指定管理者の概要

その1 株式会社ラルグ

設立目的	設立年月日	事業
次の事業を営むことを 目的とする。	平成 20 年 4 月 1 日	1. 造園工事播种植生工事の請負施工及び設計監理 事業 2. とび・土木工事請負施工及び設計監理事業 3. 建設清掃及びメンテナンス 4. スポーツ用品、食料品、草刈機、肥料の販売 5. 飲食店の経営並びに経営受託 6. ゴルフ場・スキー場のスポーツ施設、遊園地、 遊技場等のレジャー施設、ホテル、旅館等宿泊 施設の営業並びに経営受託 7. 労働者派遣事業 8. その他前各号に附帯する一切の業務

その2 石狩市公務サービス株式会社

設立目的	設立年月日	事業
石狩市及びその他民間 会社からの委託を受け、 次の事業を営むことを 目的とする。	平成 9 年 4 月 8 日	1. 公共施設並びに民間施設の管理運營業務の受託 2. 銀行代理業務、生命保険管理業務その他の日本 郵便株式会社より委託された業務 3. 各種会議記録等の調製、印刷 4. 事務用、店舗用、輸送用、産業用、土木建設用 等に供される設備、機械及び器具の販売・斡旋 5. 飲食業 6. 物品販売業 7. 貨物軽自動車運送事業 8. 前号各号に付帯関連する一切の事業

その3 公益財団法人石狩市スポーツ協会

設立目的	設立年月日	事業
石狩市民がスポーツに親しみながら、体力や技術の向上を図るために必要な事業を行い、もってスポーツと健康づくりの推進に寄与することを目的とする。	令和6年4月1日 ※昭和33年6月11日「石狩町体育協会」 として発足 平成10年4月1日 財団法人石狩市体育協会 平成25年4月1日 公益財団法人石狩市体育協会	1. 各種スポーツ教室の開催など、スポーツの普及・啓発に関する事業 2. 市民の健康の保持と体力の増進を図るための事業 3. 各種競技会の開催や指導者の養成など、競技力の向上に関する事業 4. スポーツの普及・振興に関し、功績のあった者の表彰 5. スポーツに関する情報収集及び提供 6. 石狩市のスポーツ施設の管理運営 ①石狩市 B&G 海洋センター ②はまなす国体記念石狩市スポーツ広場 ③石狩市緑苑台パークゴルフ場 ④石狩市多目的スポーツ施設 ⑤石狩市浜益スポーツセンター 7. その他この法人の目的を達成するために必要な事業

その4 株式会社あい風

設立目的	設立年月日	事業
次の事業を営むことを目的とする。	平成29年4月3日	1. 産業振興に関する事業 2. 観光振興に関する事業 3. 旅行業法に基づく旅行業 4. 公共施設の管理運営に関する事業 5. 物販に関する事業 6. 酒類販売に関する事業 7. 前各号に付帯関連する一切の事業